

氏 名	水 島 朋 則
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 59 号
学位授与の日付	平 成 20 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	法 学 研 究 科 公 法 専 攻
学 位 論 文 題 目	外国国家の裁判権免除に関する国際法 ——外国国家に対する私人の請求処理手続の一側面——

論文調査委員 (主 査) 教 授 淺 田 正 彦 教 授 位 田 隆 一 教 授 酒 井 啓 亘

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、A国の裁判所において私人がB国を被告として訴えた場合に、A国の裁判所は裁判を行わない（B国は裁判から免除される）という、いわゆる「主権免除」の問題を検討の対象としたものである。この主権免除の制度は、これまで主として国——法廷地国（A国）あるいは外国国家（B国）——の観点から定義・分析される傾向があった。本論文は、この制度を私人の視点から捉えなおそうとしたものであり、私人の観点から捉えなおした場合には、主権免除は、「私人が国内裁判所で外国国家に対する請求を処理してもらうことができないこと」として表れ、外国国家に対する私人の請求処理手続の一側面という性格をもっていることが明らかになるとする。本論文は、そのような私人の視点に重点を置きながら、主権免除が、現行国際法においてどのように規律され、どのような機能を果たし、そして、外国国家に対する私人の請求の処理に関する国際法の枠組みの中でどのように位置づけられるのかを明らかにしようとしたものである。

第1章「国際法規則としての主権免除——日本の裁判所におけるその適用に照らして」では、日本の裁判例——とりわけ、大審院1928（昭和3）年12月28日決定、最高裁判所2002（平成14）年4月12日判決、最高裁判所2006（平成18）年7月21日判決の3つの最上級審判例——を中心に検討がなされ、主権免除に関する3つの「存在しない国際法」を指摘することを通じて、国際法規則としての主権免除をめぐる問題状況が確認され、本論文における分析の視座が提示されている。

第2章「不法行為訴訟における国際法上の主権免除」では、名誉毀損訴訟における主権免除が問題となった英国貴族院2000年7月20日判決（ホランド事件）を分析の出発点として、主権免除との関連で近年よく問題となる不法行為訴訟の問題を取り上げ、少なくとも法廷地国内での人的・物的損害についての金銭賠償を求める訴訟においては、国際法上、外国国家の行為が主権的行為であるか業務管理的行為であるかを問わず、裁判管轄権を行使することが認められる（主権免除を与えなくてよい）点が確認される。その上で、不法行為の場合には、私人は加害行為が「外国国家」による「主権」的行為であるか否かを予測できないことから、主権的行為と業務管理的行為とを区別しないで外国国家に対する私人の請求処理手続を確保することには合理性がある旨が指摘される。

第3章「国際法上の『裁判を受ける権利』を理由とする主権免除の否定論について」では、欧州人権裁判所2001年11月21日判決（アドサニ事件）を主な素材として、私人に国際法（人権条約）上も認められているはずの「裁判を受ける権利」を理由とする主権免除の否定論について検討が行われ、国際法が主権免除を求めている場合には、外国国家に対する私人の請求を処理する「管轄権」をそもそも法廷地国はもっていないと考えられること、および、仮に私人が勝訴判決を得たとしても、国際法の現段階においてはその判決を実現する制度が整っていないことを指摘して、裁判を受ける権利を根拠とする主権免除の否定論に疑問が提示されている。

第4章「国際強行法規違反を理由とする主権免除の否定論について」では、アドサニ事件やディストモ事件（ギリシア最高裁判所2000年5月4日判決）で示された議論を手がかりとして、私人に損害をもたらした外国国家の行為が国際強行法規に違反することを理由とする主権免除の否定論について検討がなされる。そこでは、例えば「無効」のようにこれまで説か

れてきた国際強行法規の効果からの演繹によっても、また、国家実行からの帰納によっても、主権免除の否定は導き出されないことが指摘される。他方で、対抗措置として主権免除を否定することはあり得ることが確認され、一般国際法——とりわけ、外国国家に対する私人の請求の処理に関する国際法——の枠組みに照らした他の主権免除否定論の可能性が示唆される。

第5章「他の請求処理手続の不存在を理由とする主権免除の否定論」では、国際機構の裁判権免除に関するウェイト事件（欧州人権裁判所1999年2月18日判決）と主権免除に関するアドサニ事件との比較を出発点として、私人が利用できる請求処理手続が他に存在しないという事情が主権免除に及ぼし得る影響について検討がなされる。そして、一方で国際機構の免除について確認されるその後の国家実行との関連から、また、他方で外交的保護（外国国家に対する私人の請求の処理に関する国際法の一分野）との関連から、そのような場合に主権免除を否定することは理論的には支持できることが指摘される。ジョーンズ事件における英国控訴裁判所2004年10月28日判決は、そのような主権免除の否定論を支持する国家実行の萌芽と見ることができたが、貴族院2006年6月14日判決はそれを覆している。それゆえ、他の請求処理手続の不存在を理由とする主権免除の否定論が現時点での国家実行に反映されているとは言えないが、そのような状況を条約で維持することが望ましいかどうかは別問題であるとされ、その点で、2004年12月2日の国連主権免除条約に対しては、外国国家に対する私人の請求処理手続の確保という本論文の提示した観点から疑問を提起することができると主張する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、国際法上の主権免除の制度を、私人の観点から捉え直そうとするものである。主権免除とは、A国の裁判所において私人がB国を被告として訴えた場合に、A国の裁判所は裁判を行わない（B国は裁判から免除される）という制度であり、国際法上は、これまで主として国と国の関係（法廷地国と外国国家の関係）として捉えられてきた。しかし、実際に裁判を提起するのは基本的にA国の私人であり、原告たる私人の観点からこの制度を見ることも可能であるが、これまでそのような視点は無視ないし軽視されてきたといつてよい。本論文はその点に焦点を当て、主権免除制度に新たな光を当てようとした意欲作であり、そこに本論文の第一の意義がある。

具体的には、不法行為訴訟における主権免除否定の実行、「裁判を受ける権利」を理由とする主権免除否定論、国際強行法規違反を理由とする主権免除否定論、他の請求処理手続の不存在を理由とする主権免除否定論をそれぞれ検討し、主権免除の可否は、他の代替的な請求手続が利用可能か否かによって決まるというテーゼを提示する。すなわち、国際機構の免除に関する欧州人権裁判所のウェイト事件判決等が、代替的な請求手続が存在するか否かという点を考慮して国際機構の免除に関する判断を下していることをヒントに、国家の主権免除の場合にも、私人が当該法廷地国における裁判以外に、自己の請求を追及する手段を持ち得ない場合には、主権免除を行うべきではないとの理論（代替手段テスト）を提示する。近年の国際人権法の発展という新たな動向を踏まえた、時代先取的な理論として注目される。本論文の第二の意義である。

第三に、このような主権免除の理論は、主権免除の根拠に関する困難な問題を解決できる可能性も示している。伝統的には、主権免除の根拠は国家平等に求められてきた。「対等な者は対等な者に対して支配権を持たない」として、国家が主権を有し、互いに平等であることの結果として、主権免除が与えられると説かれてきたのである。しかし、制限免除主義（国家の主権的行為については免除を認めるが、国家の業務管理的行為には免除を認めない）が世界の趨勢となっている今日、対等な者が対等な者を裁くことがあるという現実を、上記のような法諺によって説明することは困難であった。本論文は、主権免除の新たな根拠として、「代替手段の存否」という考え方を提示するのである。

このような新たな視点、理論を支えるのが、欧米を中心とした各国の法令、国内判例の緻密な分析である。それぞれの章において代表的な判例の紹介が行われているが、それらはいずれも第一級の判例分析となっている。その緻密な分析は、人権の伸長という筆者の主張に一見親和するかのようだが、人権としての「裁判を受ける権利」を理由とした主権免除の否定論さえ、欧州人権条約第1条の解釈を根拠に退けており、法律家としての冷厳な論理が貫徹されている。

国際法の他の制度にも周到的な目配りがなされている。例えば、外交的保護の制度との対比において、外国国家を相手とする国内裁判を「国内裁判による外交的保護（＝司法的保護）」と捉えた上で、外国国家による裁判拒否に対して通常の外交的保護は可能であるが、司法的保護は認められないというのは奇妙であると指摘する。同様な発想は、投資紛争解決条約に

定める仲裁と外交的保護の関係に関する規定にも見出だせるという。このように本論文は、主権免除に限定されない広い視野と知識を背景に論じられることで、論旨に重厚さを加えることに成功しているといえよう。

しかし、問題がないわけではない。検討対象が欧米諸国の国内法・国内判例に偏っていることもその一つであるが、最大の問題は、本論文の論旨を支える国家実行が少ないという点である。主権免除との関係では、ジョーンズ事件における英国控訴裁判所の判決のみが、「代替手段の存否」の観点からの検討を行っている。たしかにウェイト事件など国際機構の免除との関係では、そのような観点からの判決が少なくないが、国際機構の免除においてとられている考え方が、国家の主権免除にそのまま当てはまるのかどうか、疑問がないわけではない。その意味で、本論文で提示されている理論が、これまでの国家実行により十分に跡付けられているか、疑問なしとしない。しかし、そうした疑問は、本論文の学術的価値をいささかも減じるものではない。それらの判決がいずれも最近のものであること、しかも主権免除に関するジョーンズ事件の貴族院判決が代替手段テストを採用しなかったのは、それが「新奇」であるということのみを理由とするものであったことから見れば、この理論は、今後の主権免除の実行に反映される可能性を内包するものである。本論文は、その理論的合理性からも、また主権免除における現代の新たな展開を見通しつつ構成された先見性という点からも、わが国の学界において重要な位置を占める論考といえることができる。

以上の理由から、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

なお、平成19年9月29日に調査委員3名が、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。